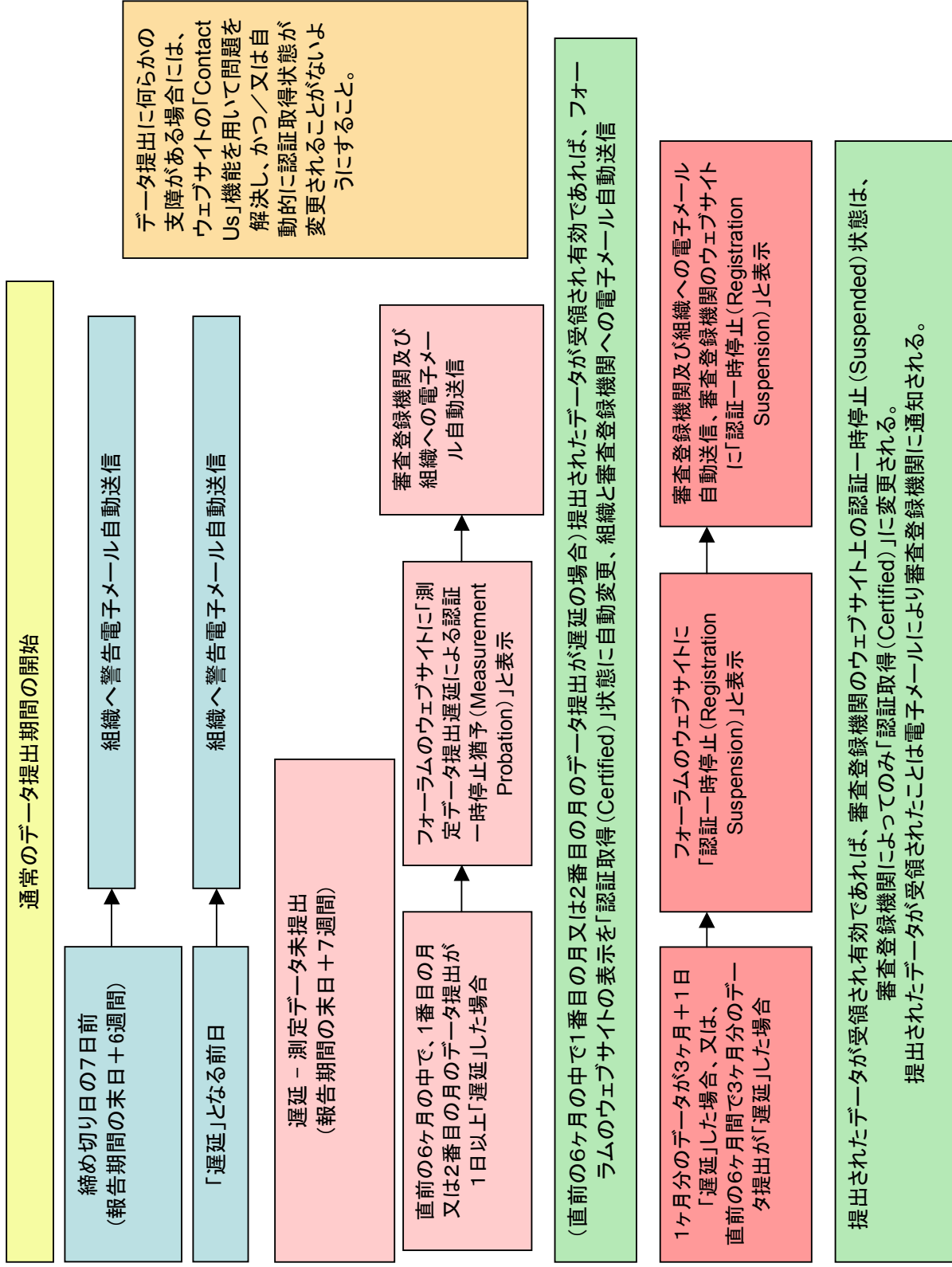


1. 発信作業グループ: 作業グループ: オーバサイト(監理)グループ 連絡先: Tom Yohe (Thomas.f.yohe@alcatel.com) 又は contact@questforum.org	2. アラート番号: 06-003A
3. 影響を受ける文書: なし	4. 発行日: 2006 年 11 月 14 日
5. アラート発行理由: タイムリーなデータ提出規則の自動強制化の実施に関する通知	
6. 説明: <p>TL9000 測定法ハンドブックは、認証を取得した組織に対して、報告対象期間の末日から7週間を超えない期間において測定データを提出することを要求している。この要求を強制するために、新しいプロセスが 2006 年の第4四半期のデータ提出を期に導入されつつある。データ提出が遅延した組織は、クエストフォーラムのウェブサイトの認証取得済み組織のリスト上に「測定データ提出遅延による認証一時停止猶予 (Measurement - Probation)」状態として表示される。もし提出遅延のデータが期限から 3ヶ月以内に提出されれば、この状態は「認証取得 (Certified)」状態に戻される。もし、それがなされなかった場合、又はデータ提出期限が繰り返し守られなかった場合には、その組織の TL9000 の認証が一時停止 (suspension) されることになる。認証一時停止 (Suspension) を解除するためには、その組織の審査登録機関が必要な処置をとることが求められる。実施されようとしているプロセスの完全な詳細については以下の資料を参照のこと。</p>	
7. コメント: <p>報告期限の 1 週間前になっても組織からのデータが受領されていない場合にはその組織に対して電子メールが送信される。さらに、期限の前日になってもデータが受領されていない場合には、さらに電子メールが送信される。測定値蓄積システム (MRS) の中に、データ提出の支障となるシステム的な問題がある場合には、データ提出遅延による認証一時停止猶予 (measurement probation) と認証一時停止 (suspension) のプロセスは適用されない (disabled)。データ提出に問題が生じた場合には、組織は問題を解決するために早急に Quest Forum (questforum.org) 又は TL9000 のウェブサイトの「Contact US」機能を通して TL9000 の事務局 (Administrator) に連絡をとるとよい。この連絡は、データ提出が遅れたとみなされることを避けるために、期限前になされねばならない。</p>	

データ提出遅延に対する規則の強制化プロセス



データ提出遅延により認証一時停止とするプロセス

四半期毎のデータ提出の場合

✓ データ提出済み X = データ未提出 L = データ提出遅延

2006												2007					
	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	
規則 1			X	X	X	X	X										
							四半期末										
								もし、ある四半期において、1ヶ月分以上のデータが未提出の場合、その四半期末日から7週間+1日経過した時点で									
規則 2	✓	✓	L	✓	X	✓	✓										
			四半期末			四半期末											
								もし、一つ前の四半期において1ヶ月分以上のデータ提出遅延がある場合、直前の四半期末日から7週間+1日経過した時点で									
規則 3	✓	X	✓	✓	✓	✓	✓										
			四半期末			四半期末											
								もし、一つ前の四半期において、1ヶ月分のデータが未提出である場合、直前の四半期末日から7週間+1日経過した時点で									

「測定データ提出遅延による認証一時停止猶予 (DATA SUBMISSION PROBATION)」へ状態を変更し審査登録機関に通知され、データの受領を以って「認証取得 (Certified)」状態に戻される。

「認証一時停止 (REGISTRATION SUSPENSION)」へ状態を変更し審査登録機関が必要な措置をとることよってのみ「認証取得 (Certified)」状態に戻される。

「認証一時停止 (REGISTRATION SUSPENSION)」へ状態を変更し審査登録機関が必要な措置をとることよってのみ「認証取得 (Certified)」状態に戻される。

データ提出遅延により認証一時停止とするプロセス 毎月のデータ提出の場合

✓ データ提出済み ✕ データ未提出 L = データ提出遅延

		2007												2008												
		Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	
規則 1	直前の6ヶ月間に1ヶ月分のデータ未提出	✓	✓	✓	✓	✕	月末	月末	1ヶ月分のデータが、月の末日から7週間+1日の時点で未提出の場合	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	「測定データ提出遅延による認証一時停止猶予 (DATA SUBMISSION PROBATION)」へ状態を変更一審査登録機関に通知され、データの受領を以って「認証取得 (Certified)」状態に戻される。	
規則 2	直前の6ヶ月間に2ヶ月分のデータ提出遅延又は未提出	✓	✓	L	月末	✕	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	「測定データ提出遅延による認証一時停止猶予 (DATA SUBMISSION PROBATION)」へ状態を変更一審査登録機関に通知され、データの受領を以って「認証取得 (Certified)」状態に戻される。
規則 3	1ヶ月分のデータ提出が3ヶ月を超えて遅延	✓	✓	✓	✕	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	「認証一時停止 (REGISTRATION SUSPENSION)」へ状態を変更一審査登録機関が必要な措置をとることによってのみ「認証取得 (Certified)」状態に戻される。
規則 4	直前の6ヶ月間に3ヶ月分のデータ提出遅延または未提出	✓	✓	L	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	「認証一時停止 (REGISTRATION SUSPENSION)」へ状態を変更一審査登録機関が必要な措置をとることによってのみ「認証取得 (Certified)」状態に戻される。

もし、過去6ヶ月において、2ヶ月分のデータの提出遅延又は未提出があった場合、2番目の月の末日から7週間+1日の時点において

もし、1ヶ月分のデータ提出遅延が3ヶ月を超えた場合、その月の末日+3ヶ月+7週間+1日の時点において

もし、直前の6ヶ月間で、3か月分のデータが未提出又は提出遅延となった場合、第3番目の月の末日から7週間+1日の時点において

提案されているデータ提出遅延に対する認証一時停止プロセス(2007年12月まで有効) – TL9000の認証を取得した組織及び測定データ提出遅延

注: 測定値蓄積システム(The Measurement Repository System、MRS)の時刻は協定世界時 UTC (GMT)の時刻に合わせ、データ提出の時刻は MRS の時刻とし、提出者の現地時間とはしない。

この表は、TL9000の認証に関して「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Measurement Probation)」又は「認証一時停止(Suspension)」の条件および、これらの規則の導入から毎月のデータ提出が強制される(2008年1月)までの期間に関する当事者の責任を記述するものである。

*** 督促のプロセス:** データ提出が「遅延」となる前に、警告の電子メールが自動的に組織の連絡先に送付される。

初回の電子メール—「遅延」となる日の7日前
2回目の電子メール—「遅延」となる日の1日前

TL 9000 登録組織	認証状態	クエストフォーラム	審査登録機関
1) 連続した3ヶ月(一四半期)のデータ提出の遅延—クエストフォーラムのウェブサイトに表示される状態が「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)」状態に変更される。 (四半期ごとのデータ提出および毎月のデータ提出に対して、四半期末日+7週間+1日)	データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)	提出遅延のデータの受領—「認証取得(Certified)」状態に戻す。審査登録機関に対して、「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)」状態への変更を、またもし適用できる場合には、「認証取得(Certified)」状態への変更も電子メールで通知する。	「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)」、および状態が「認証取得(Certified)」に変更された場合に、電子メールで通知される。遅延の評価を次回のサーベイランス監査に盛り込む。
2) どの月のデータであっても遅延が3ヶ月を越えた場合(これはある暦上の四半期のどの月であってもそれが、暦上の四半期の末日+3ヶ月+7週間+1日より遅れたことを意味する)—クエストフォーラムのウェブサイト上の表示を「認証一時停止(Registration Suspension)」とする。	認証一時停止(Registration Suspension)	審査登録機関に電子メールで「認証一時停止(Registration Suspension)」を通知する。	1 審査登録機関は、「認証一時停止(Registration Suspension)」を組織と解消する責任を持つ。これは、「特別」監査又は、他の手段(審査登録機関とTL9000の認証を取得した会社とで決定される)によってなされる。問題が解決された場合には、審査登録機関は「認証取得(Certified)」の状態に戻す。問題が満足できる状態で解決しない場合は、認証は取り下げられることがある。審査登録機関はクエストフォーラムに認証一時停止の結果を通知する。
3) 4ヶ月以上連続した遅延(2つの連続した四半期に跨る)—これは4ヶ月以上連続してデータ提出がなされなかったか又は対応する暦上の四半期の末日から1ヶ月+7週間+1日より後に提出された場合と同等—クエストフォーラムのウェブサイト上の表示を「認証一時停止(Registration Suspension)」とする。	認証一時停止(Registration Suspension)	審査登録機関に「認証一時停止(Registration Suspension)」状態を電子メールで通知する。	上記第2項と同じ。

提案されているデータ提出遅延による認証一時停止プロセス(2008年1月から発効—毎月のデータ提出実施に基づく)—TL9000の認証を取得した組織および測定データ提出遅延

この表は、TL9000の認証取得に関して「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Measurement Probation)」又は「認証一時停止(Suspension)」の条件および、関与する当事者の責任を記述するものである。

TL 9000 登録組織	認証状態	クエストフォーラム	審査登録機関
1) 毎月のデータ提出の1回の遅延(暦上で連続した直前の6ヶ月における)—クエストフォーラムのウェブサイト上の表示を「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)」状態に変更する。	データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)	提出が遅延した測定データの受領を以って「認証取得(Certified)」の状態に戻す。審査登録機関に「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Measurement Probation)」への状態変化を、またもし適用できる場合には「認証取得(Certified)」への状態変化を電子メールで通知する。	データ提出遅延による認証一時停止猶予(Probation)、及び状態が「認証取得(Certified)」状態になった時に、電子メールで通知される。次のサーベイランス監査において、遅延の評価を盛り込む。
2) 毎月のデータ提出の2回の遅延(暦上で連続した直前の6ヶ月における)—クエストフォーラムのウェブサイト上の表示を「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)」状態に変更する。	データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)	提出が遅延した測定データの受領を以って「認証取得(Certified)」の状態に戻す。審査登録機関に「データ提出遅延による認証一時停止猶予(Data Submission Probation)」への状態変化を、またもし適用できる場合には「認証取得(Certified)」への状態変化を電子メールで通知する。	データ提出遅延による認証一時停止猶予状態(Probation)、及び状態が「認証取得(Certified)」状態になった時に、電子メールで通知される。次のサーベイランス監査において、遅延の評価を盛り込む。
3) あるひとつの月のデータ提出が3ヶ月を越えて遅延—クエストフォーラムのウェブサイト上の表示を「認証一時停止(Registration Suspension)」状態に変更する。	認証一時停止(Registration Suspension)	審査登録機関に「認証一時停止(Registration Suspension)」状態を電子メールで通知する。	「審査登録機関は、「認証一時停止(Registration Suspension)」を組織と解消する責任を持つ。これは、「特別」監査又は、他の手段(審査登録機関とTL9000の認証を取得した会社とで決定される)によってなされる。問題が解決された場合には、審査登録機関は「認証取得(Certified)」の状態に戻す。問題が満足できる状態で解決しない場合は、審査登録は取り下げられることがある。審査登録機関はクエストフォーラムに認証一時停止の結果を通知する。
4) 3回以上の毎月のデータ提出の遅延(暦上で連続した直前の6ヶ月における)—クエストフォーラムのウェブサイト上の表示を「認証一時停止(Registration Suspension)」状態に変更する。	認証一時停止(Registration Suspension)	審査登録機関に「認証一時停止(Registration Suspension)」状態を電子メールで通知する。	上記項目3と同様。

** データ提出遅延(Late Submissions)は、その月の末日から7週間+1日以降に提出した場合と定義する。